

令和4年4月12日

保護者各位

名護市立屋部中学校
校長 仲田 欣五
(公 印 省 略)

新型コロナウイルスの感染（オミクロン株）が確認された場合の対応について

新緑の候、保護者の皆さまにおかれましては益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

平素より、学校における感染症対策にご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

みだしのことについて、令和4年度3月28日付け「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドラインのオミクロン株に対応した運用に当たっての留意事項について」（令和4年4月1日適用）の周知にて沖縄県教育委員会教育長より通知が届いています。

昨今の新型コロナウイルスの感染急拡大に伴い、本校としましても、生徒の学びの保障を継続するためにも、新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応等については、下記及び、別紙の通り進めていきます。

つきましては、保護者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

記

1 陽性者となった場合（生徒以外の職員も含む）

発症した日の翌日から、10日間経過観察のため自宅療養を行い、解熱後3日以上経過後、登校となります。保健所の指示がある場合には、その指示に従ってください。

2 家庭内で感染者と接触の場合（生徒以外の職員も含む）

行政検査／接触者PCR検査センター等で受検する。

- (1) 濃厚接触者となった場合、当該感染者の発症日（当該感染者が無症状の場合は検体採取日）又は当該感染者の発症等により住居内で感染対策を講じた日のいずれか遅い方を0日目として、7日間は出席停止。⇒8日目解除

又は、

最終接触から4・5日目の抗原キット検査陰性。⇒5日目から登校。必要に応じて濃厚接触者の自宅待機期間短縮届けを使用する。

- (2) その他接触者となった場合、無症状で検査結果が陰性と判明後、登校。

※有症状の場合は登校自粛で、医療機関を受診・検査を実施。

3 同居家族以外の感染者と接触した場合（同一学級・部活・塾・学校外の友人との接触など）

- (1) 有症状の場合は登校を控え、医療機関を受診・検査を実施。

- (2) 無症状の場合で感染リスクの高い場面での接触がない者

①学級内等で感染が広がっている可能性が低い場合、登校しながら学校PCR検査等の実施。

②学級内等で感染が広がっている可能性が高い場合、一定期間の学級閉鎖、出席停止。

※学校PCR検査等（自宅待機中に実施）の結果判明、または、最終接触日の翌日から5日が経過した後登校可能。

- (3) 無症状の場合で感染リスクの高い場面での接触がある者

一定期間の学級閉鎖、出席停止。

※学校PCR検査等（自宅待機中に実施）の結果判明、または、最終接触日の翌日から5日が経過した後登校可能。